

むかわ町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1 町が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2 町長は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3 町長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 町長は、第2第1項又は第2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 資格者が、1事案につき別表各項の指名停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 町長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

3 町長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

4 町長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方等の制限)

第5 指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第6 指名停止の期間中の資格者が契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(停止要件該当者の報告等)

第7 担当課長は、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに競争入札参加指名停止内申書により町長に報告するものとする。

(指名停止の審査・決定)

第8 町長は、内申書を受理したときは、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認のうえ、当該内申書に意見を付してむかわ町入札参加資格者指名選考委員会に諮問するものとする。

2 町長は、むかわ町入札参加資格者指名選考委員会から審査結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止及びその期間について決定するものとする。

(指名停止等の通知)

第9 町長は、資格者に対し競争入札参加指名停止書により通知するものとする。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第10 第7、第8及び第9の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。

(指名停止の公表)

第11 町長は、第9の規定により通知したときは、速やかに当該競争入札参加指名停止書の写しを閲覧場所において公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。

附 則

この要領は、平成18年3月27日から適用する。

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 町の発注する請負工事に係る競争入札の執行の際に提出させる入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
(過失による粗雑工事)	
2 町と締結した請負工事に係る工事(以下この表において「町発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
3 前項に掲げるもの以外の工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であることを理由に北海道から指名停止を受けたとき。	当該指名停止を知った日から 1箇月以上 3箇月以内
(契約違反)	
4 第2項に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
6 前項に掲げる以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であることを理由に北海道から指名停止を受けたとき。	当該指名停止を知った日から 1箇月以上 3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内
8 前項に掲げる以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であることを理由に北海道から指名停止を受けたとき。	当該指名停止を知った日から 2週間以上 2箇月以内
(贈賄)	
9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	12箇月以上 24箇月以下
(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	9箇月以上 18箇月以下
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	6箇月以上 12箇月以下

<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6箇月以上 18箇月以下 4箇月以上 12箇月以下 2箇月以上 6箇月以下</p>
<p>11 次の(1)、(2)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (独占禁止法違反)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4箇月以上 12箇月以下 2箇月以上 6箇月以下</p>
<p>12 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月以上 18箇月以下</p>
<p>13 町発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (談合)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月以上 18箇月以下</p>
<p>14 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4箇月以上 24箇月以下</p>
<p>15 町発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9箇月以上 24箇月以下</p>
<p>16 前項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以下</p>
<p>17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以下</p>

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 町の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
(過失による粗雑な契約履行)	
2 町と締結した契約(以下この表において「町発注契約」という。)の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
3 前項に掲げるもの以外の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であることを理由に北海道から指名停止を受けたとき。	当該指名停止を知った日から 1箇月以上 3箇月以内
(契約違反)	
4 第2項に掲げる場合のほか、町発注契約の履行に当たり、契約に違反し契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 町発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上 6箇月以内
6 前項に掲げる以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であることを理由に北海道から指名停止を受けたとき。	当該指名停止を知った日から 1箇月以上 3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)	
7 町発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内
8 前項に掲げる以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であることを理由に北海道から指名停止を受けたとき。	当該指名停止を知った日から 2週間以上 2箇月以内
(贈賄)	
9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	12箇月以上 24箇月以下
(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時履行契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	9箇月以上 18箇月以下
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	6箇月以上 12箇月以下

<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6箇月以上 18箇月以下 4箇月以上 12箇月以下 2箇月以上 6箇月以下</p>
<p>11 次の(1)、(2)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (独占禁止法違反)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4箇月以上 12箇月以下 2箇月以上 6箇月以下</p>
<p>12 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4箇月以上 18箇月以下</p>
<p>13 町発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (談合)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月以上 18箇月以下</p>
<p>14 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4箇月以上 24箇月以下</p>
<p>15 町発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9箇月以上 24箇月以下</p>
<p>16 前項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以下</p>
<p>17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 9箇月以下</p>